

## 「大阪市ファミリーシップ制度」を8月1日から開始します

パートナーシップ関係にある方の子 又は 親を含め、家族として、  
日常生活において相互に協力し合うと宣誓したことを、大阪市として公的に証明する制度



### ＜制度の特徴＞

- ・パートナーの一方が死亡した場合でも、引き続きファミリーシップ関係を維持できること
- ・子が成年となったときには、ファミリーシップ関係の維持・解消を選択できること  
(※自動的に解消されない)

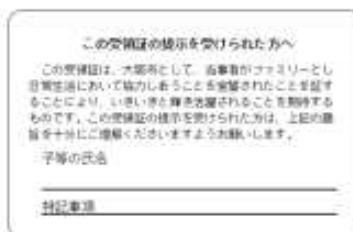


## ファミリーシップ宣誓には、事前予約が必要です

### ＜受領証 おもて＞



### ＜受領証 うら(共通)＞



### ＜ファミリーシップ宣誓書＞



### 受付(事前予約制)

大阪市人権啓発・相談センター(大阪市西区立売堀4丁目10番18号)

電話: 06-6532-7631 (月曜日～金曜日 9時～12時15分、13時～17時30分)

FAX: 06-6532-7640

メール: familyship@city.osaka.lg.jp (事前予約専用アドレス)